

令和8年度 第3回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和8年6月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (25人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員	8番 吉村年明 委員
9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員	11番 堀川理恵 委員
12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員	14番 美田俊一 委員
15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	秋山美香 委員
林 修二 委員	小谷義則 委員	山下洋一郎 委員	

4 欠席委員 (3人)
5番 福井章人 委員 田倉恭一 委員 藤原 治 委員

5 議事日程
第1 開会
第2 会長あいさつ
第3 議事録署名人の決定
第4 連絡・報告事項
第5 議事
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について
議案第12号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について
議案第13号 農用地利用集積等促進計画について
議案第14号 農地利用最適化推進委員の候補者の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員
局長 梶本 幸敬
主幹 岩田 寿朗
主任 栗原 雅史

経済観光部農林課職員
主任 亀村 わか奈
主事 武田 康寛

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和8年度第3回農業委員会会議を開会いたします。始めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

(省略)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。1番 高見委員、7番 室山委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 5番 福井委員は入院中、田倉委員は通院、藤原委員は農協の業務の出張が入ってしまったので欠席です。衣笠委員は遅れて来られます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和8年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 続きましてくらし農業に関する相談会の報告を室山委員からお願いします。

7 番 相談者は〇〇〇〇〇〇の〇〇さん。相談内容としましては、所有している〇〇〇〇〇の水田は水が来ないため該当エリアに水を引くことが可能か、またその地元負担金はどの程度かということ。今後の農地利用についてどのような方法があるか、との相談を受けました。

基盤整備事業については地域整備課に相談し、後日市から回答がある予定になっています。該当エリアはほぼ農振内であるため、太陽光設備への転用は不可であると説明しました。11月に集落で今後の方針を話し合っ、結果によってはあっせん届を提出されるそうです。以上です。

(5) 議 事

議 長 それでは続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページをご覧ください。番号1、〇〇地内における田1筆の売買の申請がございます。

次に議案第11号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案4ページのとおり1件の申請がございます。

続いて議案第12号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案6ページのとおり倉吉市長から1件の協議が出ております。

議案第13号 農用地利用集積等促進計画については、議案19ページから38ページのとおり386件の貸借と、39ページから41ページのとおり3件の所有権移転について協議がございます。

議案第14号 農地利用最適化推進委員の候補者の決定について、改選に伴う農地利用最適化推進委員の応募者のうち、評価委員会の評価結果に基づき候補者を決定することについて、本会の意見を求めるものでございます。本日の議案は以上でございます。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議事に入らせていただきます。議案第10号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第11号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして、議案第11号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時より当番委員であります室山委員、小谷委員、藤井職務代理、梶本局長、栗原主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して小谷委員より報告をお願いいたします。

小谷推進委員 報告いたします。推進委員の小谷です。現地を確認しましたら、この2筆とも圃場一面にびっしりと雑草が生えておりましたが、ただ大きな木になっているような状態ではなく腰高ぐらいでしたので2万円か3万円かということで協議を行いました。結果、やはりびっしりと生えているので3万円が妥当ではないかということになりました。以上です。

議長 はい、ただ今小谷委員より報告がありました。〇地内の水田でセイタカアワダチソウもまだ腰の辺りまでなので、今やれば早くできるのではないかという

ことで3万円が妥当ではないかということになりました。ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますのでただ今の遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については承認とさせていただきます。

議案第12号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして議案第12号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局、説明してください。

事務局 議案第12号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案の7ページから説明させていただきます。除外の理由につきましては、事業者が水産養殖事業の拡大を計画しておりますが、事業に適した土地を所有していないため養殖事業用に豊富な水量のある〇〇川上流で候補地を探し、〇〇〇〇〇〇の協議地を選定しました。協議地の概要につきましては以下記載のとおりです。

8ページに関係機関との調整状況について記載しております。市長の考え方につきましては9ページに記載のとおりでございます。協議地は土地改良事業が実施されておりますので、除外後の農地区分は第1種農地でございます。許可基準は特別な立地条件を必要とする水産養殖業の養殖用施設で、農振除外の5要件を満たしており許可及び転用の見込みありと認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。皆さんからの議案に対する質疑を求めます。写真にあるようにここは以前も許可をしております、その隣ということです。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第13号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、委員の皆さんにお諮りする前に該当委員に係る案件がございますので、該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により該当委員の退席を求めます。

23 ページ番号 93 番から 95 番は、塚根推進委員に係る案件ですので退席を求めます。

(塚根委員 退席)

議 長 それでは、塚根委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 23 ページ農地番号 93 番でございます。貸出契約名義人は〇〇〇〇。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の 1 筆 2, 997 m²の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号 94 番から 95 番までを合計いたしまして 3 筆の取扱面積 6,797 m²の水田、畑の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、塚根委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。それでは、塚根委員の入場を求めます。

(塚根委員 入場・着席)

議 長 塚根委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして、38 ページ番号 383 番から 385 番は、18 番 原田委員に係る案件ですので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、原田委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 38ページ農地番号383番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇の1筆取扱面積1,900㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号384番から385番までを合計いたしまして3筆の取扱面積5,240㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議長　ただ今、説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 举手)

議長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

以上で該当する出席委員の案件は終了いたしました。それではその他の案件について、事務局説明をお願いします。

事務局 ページを戻っていただきまして、19ページからでございます。農用地利用促進計画につきましては19ページ番号1番から38ページ番号386番まで合計取扱面積571,736㎡の水田、畑でございます。

続きまして39ページからは売買関係でございます。39ページ、所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇の3筆2, 774㎡の畑、原野でございます。対価は410, 000円、10アールあたりですと147, 801円でございます。

続きまして、４０ページでございます。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇の３筆３，９１８㎡の畑でございます。対価は５００，０００円、１０アールあたりですと１２７，６１６円でございます。

続きまして、４１ページでございます。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇の８筆６，３３５㎡の畑でございます。対価は１３８，２９７円、１０アールあたりですと平均２１，８３０円でございます。

賃借権等を受ける者の農業経営の状況につきましては42ページから44ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、45ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 　ただ今、議案第13号について説明がございました。皆さんから議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 　ないようですので、議案第13号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 　ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第14号 農地利用最適化推進委員の候補者の決定について

議長 　続きまして46ページ、議案第14号 農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてお諮りいたしますが、福井満寿美委員、山脇賢治委員、塚根委員、秋山委員、小谷委員、山下洋一郎委員に係る案件でございますので、6名の退席を求めます。

(該当推進委員6名 退席)

議長 　それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい、議案第14号 農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてでございます。議案47ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員、以下、推進委員と呼ばさせていただきますが、定数9人に対して10名の応募がございました。〇〇〇〇の第〇地区について申し込みが超過したということでございます。

候補者の選定にあたって、4月17日付けで推進員候補者評価委員会に対して意見を求めました。4月21日に候補者の評価委員会が開催され、第〇地区の候補者3名については面接による評価を行うということとなりました。以降評価委員による全員の書類審査、5月15日に第〇地区の応募者3名の面接を実施しております。5月18日に2回目の評価委員会が開催され、5月20日付けで評価の回答を受けたところでございます。

候補者の氏名及び各評価委員の細かい採点状況は伏せておりますが、書類審査の結果については48ページ、面接審査の結果については49ページに記載のとおりでございました。7月21日開催予定の臨時総会において、推進委員の委嘱について審議・決定を行うわけですが、その際には10名の応募者の中から候補者9名に絞った状態での審議とさせていただきます。存じます。

推進委員候補者評価委員会は、設置規定上候補者を選任する権限はございませんので、本議案において最終候補者とする9名を決定いただきたいと思います。

す。なお、評価委員会の総評の中では、評価結果を元に採点の高かった者から順に候補者とするのが妥当ではないかとの意見も出ておりましたので補足させていただきます。本議案の議決後、応募者全員に対して候補者の選定結果について通知をする予定としております。説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第14号について説明がございました。皆さんから議案に対する質疑を求めます。はい、松本委員。

16番 16番 松本です。候補者の決定ということですが、どういう決定の仕方だか分かんなんです。だから、何地区の誰が10名出ております、その中で何々で9名に絞りたいと思いますとか、それが具体的にないとかさっぱり分かんと思いますが。皆さんはどうですか。

議 長 今の説明では、挙手を求めても賛成できるかどうか分かんということでしょう。

16番 そういうことです。

事務局 先ほど少し触れましたが、評価委員会からは採点の高かった順番に候補者とするという決定でいかがでしょうかということをいただいております。その方法で問題がないか審議していただいて、評価点の高い者から候補者とすることで確認をいただければその方たちを候補者として通知するように考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長 はい、松本委員どうぞ。

16番 じゃあ、我々が評価点の確認をするということですか。

議 長 今、見てみますとここでは評価委員会の評価結果を元に採点の高かった順番に候補者とするのが妥当ではないかということで、こういうやり方で農業委員の方の承認を得たいということみたいです。

16番 候補者の決定の仕方を皆さんに諮りますということですね。

議 長 そういうことです。

14番 14番 美田です。48ページの書類審査評定結果の候補者1、2、3と49ページの面接審査評定結果の1、2、3はそれぞれ同じ人ですか。

事務局 同じ人です。その点数の高い方から候補者とするということについて問題ないか確認するものです。

議 長 はい、船越委員。

3番 3番 船越です。この書類審査の候補者4番から10番までの方はもう関係なく確定ということですか。

事務局 書類審査結果で点数が高い方から候補者とする場合10番目は点数の低い候補者1になり、3人に行った面接審査結果では3番目が候補者1になるということです。両方の審査結果で候補者1が低い点数という結果になったということです。

9 番 ちょっといいでしょうか。

議 長 はい。

9 番 10人全員を書類審査で評価すること自体はいいんですが、推進委員さんはエリアごとに選ぶ必要があるんで、この評定結果は面接が必要だった該当エリアのみの起案で良かったのではないですか。全員分議案書に掲載するからややこしくなるのでは。

事務局 評価委員会から通知文が来ていて、そのまま議案に掲載しているということでご理解ください。評価委員会からの内容を事務局で加減するのは適切ではないという判断です。

議 長 要は、〇〇〇〇地区からは3名のうち1名が落ちることになるということです。それだけ理解してもらえたらいいです。他に何かありますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第14号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。それでは推進委員6名の入場を求めます。

(該当推進委員6名 入場・着席)

議 長 推進委員6名の皆さま、ただ今の案件につきまして議案48ページ、49ページの審査評定の得点の高い者から順に候補者とすることとなりましたので報告を申し上げます。事務局から後日すべての応募者に対して候補者選考結果が通知されますのでご承知ください。

それから農業委員の候補者のほうは面接がありませんでしたがどういことですかと質問がありました。定数ちょうどだったので面接はありませんでしたので、ご承知いただきたいと思います。以上で議事は終結いたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について岩田主幹からお願いします。

事務局 はい、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでござい

ます。今回は2件ございました。

まず2ページ番号1番でございます。相談者は〇〇〇さんで〇〇の水田2筆であります。うち1筆452㎡は現在利用権設定がされています。相談内容はいずれも売買ということであります。

次に3ページの2番でございます。相談者は所有者の〇である〇〇〇〇さんで、〇〇〇の水田3筆であります。相談内容は賃貸借ということであります。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 〇〇ですね、山下委員お願いします。次の〇〇〇は船越委員かな。

3 番 高見委員と一緒に。これ4月にあっせんに出ていた件で話は1回その時に決まったんです。だけど、その予定していた方が地主さんとトラブルっちゃってそれでやめになってしまっ

て。ここは地元の人以外はまず無理です。他所から〇〇〇〇が来てたんですが何度かはまって、土を入れたりして耕作できるようにはなっていたけどその後にトラブルがあっ

議 長 ち。こういう場所はもう賃貸借ではなく、使用貸借で無料でないとい借り手になくなってしまいます。そういうことも考えていかないと。ちなみに中部地区で湯梨浜町は全部無料です。無料でないとい耕作しませんということに農業委員会で決定してしまっ

ています。自分管理できないから人に頼むわけですから。続きまして(2)あっせん活動の状況について、福井委員。

福井推進委員 推進委員の福井です。相続で取得し固定資産税をずっと払ってきていて、それを子どもさんの代には残したくないという思いで今回申し込みがあったようです。ご本人は現場の場所とか現況もご存知ありませんでした。現状ですがアシや雑木がたくさん生えていて農地として復旧するのはとても困難な状態でした。

一番難しいのはここに行く道がないことです。農道が途中まであるんですが途中からあぜ道になり、途中から民家の裏庭と農道が同化してしまっていて、入る時にはちょっと入らせてくださいということでもるで不法侵入者のごとく入らなければいけない状況です。また隣接している農地も高齢化のため使用貸借で現在〇〇〇の方に作っていただいている、この方にはお声かけはできませんし、もう1つの隣地の方とも話をしましたが、自分の農地も持て余しているということ。その民家の方にも、庭としてどうかとお話ししましたがいら

ないということでした。ご本人さんにも現況のお話をして農地としての売買や使用貸借は困難な土地であると。宅地としても道がないので無理な案件であるとお話ししまして、納得してご理解をいただきました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。別件ですが、私に直接話がありまして、久米ヶ原で約7反集まっているところを言われる金額でいいので売ってもらえないかという話がありまして、スイカの選果場の上のほうです。作ってもらって

前に話があった時は金額が合わなかったんで。

今はなんぼでもええって、とにかく手放したいみたいです。

農林課で新規就農を担当しております、武田と申します。よろしくお願いいたします。先月の委員会の議事録を確認させていただきましたが、親元就農で冬場に収入がないからアルバイトをした時に補助金を返さなければいけないのかどうかというご質問であったかと思います。

こちらの条件の中に研修時間で、年間１５０日以上かつ１，２００時間以上実施すること、という要件がありましてこれを満たしていない場合は返還になるのですが、こちらの１５０日以上かつ１，２００時間以上の研修を実施している場合は他にアルバイトをしても問題はありません。前例がありまして、県の担当者にも確認をいたしましたので回答させていただきます。以上です。

よろしいですね。その他皆さんのほうから何か質問等ありますか。はい、鐵本委員。

13番 鐵本です。過ぎてからですけど、この43ページの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんはトラクターも何もないですか。

14番 灘手担当の美田です。第二協業水稻作協同組合というのがありましてそれは作業受託組合で、〇〇〇のところにその倉庫があります。トラクターも50馬力、23馬力、25馬力、あとは大豆の播種機やコンバインもあり、作業受託をやっております。この組合が機械を全部持っていますので、〇〇〇はそれを一番近いところで使って農業させてもらっているということです。

近くから回答いただきまして、ありがとうございます。

その他、ありませんか。

ないようですので本日の農業委員会会議は閉会といたします。お疲れ様でした、ご苦労様でした。

— 午後 2 時 3 0 分 閉 会 —